

秩父市制限付き一般競争入札公告

秩父市告示第 203 号

建設工事の制限付き一般競争入札（ダイレクト入札）を下記のとおり行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び秩父市契約規則（平成 17 年秩父市規則第 57 号）第 23 条の規定に基づき告示する。

令和 7 年 10 月 9 日

秩父市長 清野 和彦

記

1 入札対象案件	
(1) 工事名	下水道マンホール更生工事B工区
(2) 業種	土木工事業
(3) 工事場所	秩父市宮側町地内外
(4) 工期	契約締結の日から令和 8 年 3 月 19 日まで
(5) 予定価格	入札執行後（落札決定後）に公表する。
(6) 工事概要	複合マンホール更生工 2箇所【3-26-1人孔】複合マンホール更生工 1基 マンホール更生工付帯工 1式 仮設工 1式 【3-25-1人孔】複合マンホール更生工 1基 マンホール更生工付帯工 1式 仮設工 1式
(7) その他	本工事は、週休 2 日補正（4 週 8 休以上）を適用する。
2 落札者の決定方法	本件入札は、価格競争方式により落札者を決定する。
3 入札手続きの方法	本件入札は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。
4 競争参加資格確認申請書の提出	令和 7 年 10 月 10 日（金）午前 9 時 00 分から 令和 7 年 10 月 28 日（火）午後 4 時 00 分まで 入札に参加を希望する者は、上記期間内に電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出すること。
5 設計図書等	設計図書及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムの入札情報公開システムにより掲載する。
6 設計図書等に関する質問	
(1) 受付期間	令和 7 年 10 月 10 日（金）午前 9 時 00 分から 令和 7 年 10 月 21 日（火）午後 4 時 00 分まで 設計図書等に関して質問がある場合は、質問書を電子入札システムにより提出すること。
(2) 質問に対する回答	質問に対する回答は、令和 7 年 10 月 23 日（木）までに、電子入札システム上で掲示する。 入札参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。 なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。 また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

7 入札書の提出期間	令和 7 年 1 0 月 2 9 日（水）午前 9 時 0 0 分から 令和 7 年 1 0 月 3 1 日（金）午後 4 時 0 0 分まで	
	日時等を変更する場合は、電子入札システム上で案内する。	
8 開札日時	令和 7 年 1 1 月 4 日（火）午前 9 時 0 0 分	
	日時等を変更する場合は、電子入札システム上で案内する。	
9 入札参加形態	単体企業とする。	
1 0 入札に参加する者に必要な資格		
(1) 建設業の許可等	建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 3 条の規定により、入札対象の業種に係る建設業の許可を受けている者であること。ただし、下請代金の総額が 5 千万円以上（建築の場合は 8 千万円以上）となる場合には、特定建設業の許可を受けている者であること。	
(2) 資格者名簿への登録	業種	土木工事業
	本工事の入札に係る公告の日において、令和 7・8 年度秩父市建設工事等入札参加資格者として、上記業種で登録されている者であること。	
(3) 所在地等	ア 秩父市内に本店、支店又は営業所を有する者であること。（当該本店、支店又は営業所が、1 0（2）に規定する業種で名簿登録されている申請事業所であること。）	
	イ 本工事に下請負人を選定する場合は、秩父市の経済活性化を踏まえて、原則秩父市内に本店、支店又は営業所を有する者を選定すること。	
	ウ 秩父市に納税義務がある場合、市税を滞納していない者であること。	
(4) 総合評定値等	令和 7・8 年度の秩父市建設工事等入札参加資格審査申請により提出された経営事項審査結果に係る土木一式の総合評定値が 7 0 0 点以上であり、かつ開札日において有効な経営事項審査を受けていること。	
(5) 施工実績	—	
(6) 配置予定の技術者	本工事の受注に際し、建設業法に規定された資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置すること。ただし、下請契約の総額が、5 千万円以上（建築の場合は 8 千万円以上）となる場合は、監理技術者でなければならない。 また、請負代金額が、4 千 5 百万円以上（建築の場合は 9 千万円以上）となる場合に配置する技術者は、原則専任でなければならない。 ただし、重複する期間が「他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合」、又は、「本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間、若しくは、他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合」を除く。 なお、配置予定の技術者は、その者が在籍する入札参加業者と 4 に規定する競争参加資格確認申請書の受付終了日の 3 月以前から恒常的な雇用関係にあること。 また、専任の配置予定技術者は、営業所の専任技術者と原則兼務することはできない。	
(7) 現場代理人	本工事は、「秩父市現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について」により、常駐を要する期間において常駐規定を緩和する。	

	(8) その他の参加資格	ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 イ 本工事の入札に係る告示の日から落札決定までの期間に、秩父市の契約に係る入札参加等の措置要綱に基づく入札参加停止措置及び秩父市の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。 ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。 エ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「秩父市資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加制限に関する運用基準」参照。）
1 1	最低制限価格	設定する。
1 2	入札保証金	免除する。
1 3	契約保証金	契約金額の100分の10以上とする。
1 4	支払条件	(1) 前払金 あり (2) 中間前払金 あり (3) 部分払 なし
1 5	入札に関する注意事項	
	(1) 入札書に記載する金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
	(2) 入札の執行	入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。
	(3) 提出書類	ア 電子入札システムによる入札書提出の際に入札金額見積内訳書を添付すること。 イ 落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて、別記様式（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知）により通知すること。
	(4) 入札回数	ア 再度入札は1回とする。 イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。 再度入札に参加することができない場合の詳細は、「電子入札の実施について」を参照すること。
	(5) 電子くじ	落札候補者となるべき価格について同価の入札が2人以上あった場合は、電子入札システムにより電子くじを実施して落札候補者を決定する。
	(6) 入札の辞退	競争参加資格確認申請後も、入札の完了に至るまでは、入札を辞退することができない。この場合、電子入札システムにより辞退の手続を行うこと。
	(7) その他	電子入札システム利用可能時間は、平日午前8時30分から午後8時00分までとする。

1 6 参加資格審査（事後審査）	
（１）提出書類	落札候補者は、「制限付き一般競争入札参加資格等確認申請書」及び「制限付き一般競争入札参加資格等確認資料」等の指定された書類を、開札日翌日（その日が土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の場合は、その直後の平日）午後４時００分までに財務部契約課へ持参により提出すること。 なお、提出期限までに提出しない場合は資格審査を辞退したものとみなし、辞退届の提出を求めるものとする。
（２）資格審査	資格審査については、落札候補者から予定価格以下の金額で応札したものを対象として、最低価格入札者から入札価格の低い順に実施し、入札参加資格を満たしている者が確認できるまで行うものとする。
（３）審査結果通知	落札候補者について資格審査の結果、落札者として認められた場合は、電子入札システムにより通知するものとし、資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書（様式第６号）を通知するものとする。
（４）その他	入札参加資格がない旨の入札参加資格審査結果通知書を受けた者は、通知の日から３日以内に書面により入札参加資格を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。
1 7 入札の無効	次に掲げる事項に該当する入札は無効とする。 （１）入札参加資格を有しない者のした入札 （２）所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札 （３）電子証明書を不正に使用した者がした入札 （４）不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 （５）談合その他不正行為があったと認められる入札 （６）やむを得ず紙入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札 ア 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの イ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの ウ 他人の代理を兼ねた者がしたもの エ ２以上の入札書を提出した者がしたもの、又は２以上の者の代理をした者がしたもの （７）その他市があらかじめ指示した事項に違反した入札
1 8 その他	（１）入札参加者は、入札後、この公告、設計図書（質問回答書を含む。）及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 （２）入札に際し談合情報があった場合は、次のとおり取り扱うことがある。 ア 談合情報があった場合、事情聴取、誓約書の徴収並びに公正取引委員会への通報を行うことができる。 イ 入札談合の疑いがあると認められたときは、入札の執行を取りやめることができる。 ウ 契約締結後に、入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することができる。 （３）「電子入札の実施について」、「秩父市公共工事等電子入札運用基準」に基づき入札に参加すること。
1 9 問い合わせ先	秩父市役所 財務部契約課 電話番号 0494-25-5216（直通）